

福祉環境委員会

令和6年12月11日(水)
10時00分～ 時 分
全 員 協 議 会 室

【委員】三浦委員長、肥後副委員長、
柳楽委員、串崎委員、上野委員、布施委員、川神委員

【議長・委員外議員】

【執行部】砂川副市長

〔健康福祉部〕久保健康福祉部長、棕木健康医療対策課長、
大賀健康医療対策課健康増進担当課長、
河上健康医療対策課地域医療担当課長、小林保険年金課長、
龍河子ども・子育て支援課長

【事務局】下間局長、村山書記

議 題

- 1 議案第60号 浜田市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 2 議案第61号 浜田市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第62号 浜田市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第69号 指定管理者の指定について（浜田市病児・病後児保育室）
- 5 執行部報告事項
 - (1) 浜田准看護学校の存続について 【健康医療対策課】
 - (2) その他
(配布物)
・浜田市人口状況（R6.8月末～R6.10月末現在） 【総合窓口課】
- 6 所管事務調査
 - (1) マイナ保険証の対応状況等について 【健康医療対策課・保険年金課】
 - (2) HPVワクチンの現在の状況等について 【健康医療対策課】
- 7 ぎかいポストに寄せられた意見等への対応について（委員間で協議）
- 8 はまだ市民一日議会での発言内容の今後の取扱いについて（委員間で協議）

令和6年12月浜田市議会定例会議 条例議案新旧対照表

（福祉環境委員会）

新 旧 対 照 表 の 見 方

1 最上部に一部改正する条例の名称及び条例番号を表記しています。

2 新旧対照表の表記は、次のとおりです。

- (1) 左欄の「現行」が改正前、右欄の「改正後（案）」が改正後の内容
- (2) 改正のある条のみ表記
- (3) 改正のある条の中の改正のない項及び号は「〔略〕」で表記
- (4) 変更のある箇所を下線で表記

〔新旧対照表例〕

浜田市●●●条例（平成●●年浜田市条例第●●号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（見出し） 第●条 市長は、○○○○○○○○、●●●●とす る。 2 〔略〕	（見出し） 第●条 市長は、○○○○○○○○、 <u>▲▲▲▲</u> とする。 2 〔略〕

目 次

議案第60号	浜田市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について	…	1ページ
議案第61号	浜田市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について	…	2ページ
議案第62号	浜田市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について	…	5ページ

浜田市福祉医療費助成条例（平成17年浜田市条例第124号）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（医療証等の提示） 第7条 福祉医療対象者は、療養又は医療を受けようとするときは、当該療養又は医療を受ける医療機関等に<u>対して医療保険証等とともに</u> 医療証等を提示しなければならない。	（医療証等の提示） 第7条 福祉医療対象者は、療養又は医療を受けようとするときは、当該療養又は医療を受ける医療機関等に<u>において社会保険各法の規定による電子資格確認、資格確認書の提示その他の方法により被保険者等であることの確認を受けるとともに、</u>医療証等を提示しなければならない。

現行	改正後（案）
（定義） 第2条 この条例において「子ども」とは、次の各号に掲げる者であつて、市内に住所を有する者をいう。 (1) 〔略〕 (2) 満6歳に達する日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (3) 満12歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (4) 〔略〕 2・3 〔略〕 4 この条例において「被保険者等」とは、社会保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは被扶養者（これらの者であった者を含む。）又は社会保険各法以外の法令等の規定による医療費で規則で定めるものを負担する扶養義務者若しくは民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者をいう。ただし、次の各号に掲げる者を除く。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者 (2) 第1項第4号に掲げる子どもの生計維持者について、同号に掲げる入院をした最終日の属する年の前年の所得（当該日が1月1日から6月30日までの間にあるものに係る申請を行う生計維持者については、前々年の所得）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第1条から第3条までの規定により算出して得た額以上の者	（定義） 第2条 この条例において「子ども」とは、次の各号に掲げる者であつて、市内に住所を有する者をいう。 (1) 〔略〕 (2) 満6歳に達する日以後の最初の4月1日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (3) 満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (4) 〔略〕 2・3 〔略〕 4 この条例において「被保険者等」とは、社会保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは被扶養者（これらの者であった者を含む。）又は社会保険各法以外の法令等の規定による医療費で規則で定めるものを負担する扶養義務者若しくは民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者をいう。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。 〔削る〕 〔削る〕

現行	改正後（案）
（助成の範囲） 第3条 市は、子ども（社会保険各法の規定による療養の給付若しくは保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費の支給の対象となる療養若しくは医療又は社会保険各法以外の法令等の規定による療養若しくは医療のうちこれらに相当するもの（以下「療養又は医療」という。）を受ける者に限る。以下同じ。）が病院若しくは診療所又は薬局、柔道整復施術所、はり・きゅう及びあんま・マッサージ施術所、治療用装具製作所若しくは訪問看護ステーション（以下「医療機関等」という。）において療養又は医療を受けたときは、当該療養又は医療に要する費用（前条第1項第4号に掲げる者においては、同号の入院に要する費用に限る。以下「対象医療費」という。）のうち、社会保険各法又は社会保険各法以外の法令等の規定により被保険者等が負担することとなる費用（社会保険各法に基づく附加給付を受ける場合にあっては当該附加給付に係る額を当該費用から控除した額。以下「本人負担額」という。）について、次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、当該各号に定める額（以下「助成対象額」という。）を助成するものとする。 (1) 前条第1項第1号_____に掲げる者 本人負担額の全額 (2) 前条第1項第2号又は第3号に掲げる者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額 ア 病院又は診療所において療養又は医療を受けた場合 本人負担額から病院又は診療所ごとに1月につき対象医療費の100分の10（前条第1項第3号に掲げる者にあっては、100分の30）に相当する額（当該額が入院について2,000円を超える場合は2,000円、入院外について1,000円を超える場合は1,000円）を控除し	（助成の範囲） 第3条 市は、子ども（社会保険各法の規定による療養の給付若しくは保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費の支給の対象となる療養若しくは医療又は社会保険各法以外の法令等の規定による療養若しくは医療のうちこれらに相当するもの（以下「療養又は医療」という。）を受ける者に限る。以下同じ。）が病院若しくは診療所又は薬局、柔道整復施術所、はり・きゅう及びあんま・マッサージ施術所、治療用装具製作所若しくは訪問看護ステーション（以下「医療機関等」という。）において療養又は医療を受けたときは、当該療養又は医療に要する費用（前条第1項第4号に掲げる者においては、同号の入院に要する費用に限る。以下「対象医療費」という。）のうち、社会保険各法又は社会保険各法以外の法令等の規定により被保険者等が負担することとなる費用（社会保険各法に基づく附加給付を受ける場合にあっては当該附加給付に係る額を当該費用から控除した額。以下「本人負担額」という。）について、次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、当該各号に定める額（以下「助成対象額」という。）を助成するものとする。 (1) 前条第1項第1号又は第2号に掲げる者 本人負担額の全額 (2) 前条第1項_____第3号に掲げる者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額 ア 病院又は診療所において療養又は医療を受けた場合 _____ _____ _____ _____

現行	改正後（案）
<u>た額</u> 〔新設〕 〔新設〕 イ 〔略〕 (3) 〔略〕 2・3 〔略〕 <u>（資格証等の提示）</u> <u>第5条 被保険者等は、第2条第1項第1号又は第2号に規定する者が療養又は医療を受けようとするときは、医療機関等に対して社会保険各法に定める保険証等とともに資格証を提示しなければならない。</u> _____ _____	―― <u>（ア） 入院 本人負担額の全額</u> <u>（イ） 入院外 本人負担額から病院又は診療所ごとに1月につき対象医療費の100分の30に相当する額（当該額が1,000円を超える場合は、1,000円）を控除した額</u> イ 〔略〕 (3) 〔略〕 2・3 〔略〕 <u>（資格証等の提示）</u> <u>第5条 被保険者等は、第2条第1項第1号から第3号までに規定する者が療養又は医療を受けようとするときは、当該療養又は医療を受ける医療機関等において社会保険各法の規定による電子資格確認、資格確認書の提示その他の方法により被保険者等であることの確認を受けるとともに、資格証を提示しなければならない。</u>

浜田市国民健康保険診療所条例（平成17年浜田市条例第152号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）																				
（名称及び位置） 第2条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><td colspan="2">〔略〕</td></tr><tr><td>浜田市国民健康保険波佐診療所</td><td>浜田市金城町波佐イ441番地1</td></tr><tr><td>浜田市国民健康保険波佐診療所小国出張所</td><td>浜田市金城町小国イ160番地1</td></tr><tr><td>浜田市国民健康保険あさひ診療所</td><td>浜田市旭町丸原138番地1</td></tr><tr><td colspan="2">〔略〕</td></tr></table>	〔略〕		浜田市国民健康保険波佐診療所	浜田市金城町波佐イ441番地1	浜田市国民健康保険波佐診療所小国出張所	浜田市金城町小国イ160番地1	浜田市国民健康保険あさひ診療所	浜田市旭町丸原138番地1	〔略〕		（名称及び位置） 第2条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><td colspan="2">〔略〕</td></tr><tr><td>浜田市国民健康保険波佐診療所</td><td>浜田市金城町波佐イ441番地1</td></tr><tr><td colspan="2">〔削る〕</td></tr><tr><td>浜田市国民健康保険あさひ診療所</td><td>浜田市旭町丸原138番地1</td></tr><tr><td colspan="2">〔略〕</td></tr></table>	〔略〕		浜田市国民健康保険波佐診療所	浜田市金城町波佐イ441番地1	〔削る〕		浜田市国民健康保険あさひ診療所	浜田市旭町丸原138番地1	〔略〕	
〔略〕																					
浜田市国民健康保険波佐診療所	浜田市金城町波佐イ441番地1																				
浜田市国民健康保険波佐診療所小国出張所	浜田市金城町小国イ160番地1																				
浜田市国民健康保険あさひ診療所	浜田市旭町丸原138番地1																				
〔略〕																					
〔略〕																					
浜田市国民健康保険波佐診療所	浜田市金城町波佐イ441番地1																				
〔削る〕																					
浜田市国民健康保険あさひ診療所	浜田市旭町丸原138番地1																				
〔略〕																					
<u>（診療時間及び休診日）</u> 第5条 診療所の診療時間及び休診日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。 ――	<u>（診療日及び診療時間）</u> 第5条 診療所の診療日及び診療時間は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。 <table><tr><th>名称</th><th>診療日</th><th>診療時間</th></tr><tr><td>浜田市国民健康保険大麻診療所</td><td>第1金曜日及び第3金曜日</td><td>午後2時から午後5時まで</td></tr><tr><td>浜田市国民健康保険波佐診療所</td><td>月曜日から木曜日まで</td><td>午前9時から正午まで及び午後2時から午後5時まで</td></tr></table>	名称	診療日	診療時間	浜田市国民健康保険大麻診療所	第1金曜日及び第3金曜日	午後2時から午後5時まで	浜田市国民健康保険波佐診療所	月曜日から木曜日まで	午前9時から正午まで及び午後2時から午後5時まで											
名称	診療日	診療時間																			
浜田市国民健康保険大麻診療所	第1金曜日及び第3金曜日	午後2時から午後5時まで																			
浜田市国民健康保険波佐診療所	月曜日から木曜日まで	午前9時から正午まで及び午後2時から午後5時まで																			

現行	改正後（案）		
		金曜日	午前9時から正午まで
	浜田市国民健康保険あさひ診療所及び浜田市国民健康保険弥栄診療所	月曜日から木曜日まで並びに第1金曜日及び第3金曜日	午前9時から正午まで及び午後2時から午後5時まで
		第2金曜日、第4金曜日及び第5金曜日	午前9時から正午まで
(1) <u>浜田市国民健康保険大麻診療所</u>	〔削る〕		
ア <u>診療時間 午後2時から午後5時まで</u>	〔削る〕		
イ <u>休診日</u>	〔削る〕		
（ア） <u>日曜日、月曜日、木曜日及び土曜日</u>	〔削る〕		
（イ） <u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</u>	〔削る〕		
（ウ） <u>12月29日から翌年の1月3日までの日（（イ）に掲げる日を除く。）</u>	〔削る〕		
(2) <u>浜田市国民健康保険波佐診療所、浜田市国民健康保険あさひ診療所及び浜田市国民健康保険弥栄診療所</u>	〔削る〕		
ア <u>診療時間</u>	〔削る〕		
（ア） <u>月曜日から木曜日まで 午前9時から正午まで及び午後2時から午後5時まで</u>	〔削る〕		
（イ） <u>金曜日及び土曜日 午前9時から正午まで</u>	〔削る〕		
イ <u>休診日</u>	〔削る〕		
（ア） <u>日曜日</u>	〔削る〕		
（イ） <u>国民の祝日に関する法律に規定する休日</u>	〔削る〕		
（ウ） <u>12月29日から翌年の1月3日までの日（（イ）に掲げる</u>	〔削る〕		

現行	改正後（案）
<u>日を除く。）</u> <u>(3) 浜田市国民健康保険波佐診療所小国出張所</u> <u>ア 診療時間 午後2時から午後2時30分まで</u> <u>イ 休診日</u> <u>（ア） 日曜日、月曜日、水曜日、金曜日及び土曜日</u> <u>（イ） 国民の祝日に関する法律に規定する休日</u> <u>（ウ） 12月29日から翌年の1月3日までの日（（イ）に掲げる日を除く。）</u> 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕	〔削る〕 〔削る〕 〔削る〕 〔削る〕 〔削る〕 〔削る〕 <u>2 前項の診療日が、次の各号に掲げる日に該当するときは、診療を行わない。</u> <u>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</u> <u>(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日</u>

浜田准看護学校の存続について

浜田市では、浜田市医師会が、6 月に浜田准看護学校の令和 7 年度の学生募集停止を決定されて以降、継続運営を行っていただくため、支援策を提案し、両者で協議を重ねてまいりました。

このたび、11 月 20 日付けで浜田市医師会長から、「募集再開はしない」との回答を受けたことを報告します。

1 浜田市からの支援策

- ・ 浜田市医師会への継続運営に対する支援

財政的支援

…学生確保活動や学校の維持経費に充ててもらうための支援を行う。

学生確保に対する支援

…准看護学校が計画・実施する学生確保活動に対して積極的に関与する。

- ・ 学生への支援

現在の修学資金貸付事業等を継続実施する。

2 浜田市医師会からの回答

・「浜田市からの提案は大変ありがたいが、浜田市医師会での准看護学校学生募集の再開は難しい」

【理由】 今後継続的な入学者数の確保が見込めない。

総会での会員総意の決定事項は非常に重いと考える。

3 これまでの経緯

4 月 定例理事会にて次年度の学生募集中止の意向を決定→総会へ
5 月 15 日

浜田市から「浜田准看護学校の存続について」文書にて要望

6 月 10 日

浜田市医師会から「総会において准看護学校の運営継続は困難であり、次年度の生徒募集を中止すると判断した」と文書にて回答

※募集中止の判断のみであり、再開については今後の動向を見る。
具体的な支援策があれば再検討する。



9月5日 浜田市から「存続に向けた具体的な支援策」提案

10月30日 最終支援策を提案

(「1 浜田市からの支援策」のとおり)

11月20日 浜田市医師会から回答

(「2 浜田市医師会からの回答」のとおり)

4 今後の方向性

浜田准看護学校については、募集再開に至らなかったが、浜田市医師会・浜田市ともに、地域の医療・介護を維持するための看護師・准看護師は、将来にわたり必要不可欠な人材であると考えている。

よって、今後は、浜田市医師会とも十分調整を図りながら、看護人材の確保に向けた施策に取り組んでいく。

浜田市人口状況(8月末現在)

令和6年12月11日
福祉環境委員会資料
市民生活部 総合窓口課

1.人口の状況

	日本人			外国人			合 計			前年比
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
8月末	23,229	24,969	48,198	274	438	712	23,503	25,407	48,910	49,956
7月末	23,261	25,001	48,262	261	440	701	23,522	25,441	48,963	-
増減	△ 32	△ 32	△ 64	13	△ 2	11	△ 19	△ 34	△ 53	△ 1,046

※前月末の数値は遡及した届出等により既に報告した数値と一致しない場合があります

2.世帯数の状況

	8月末	7月末	増減
日本人	24,478	24,520	△ 42
複数国籍	121	122	△ 1
外国人	532	522	10
合計	25,131	25,164	△ 33
前年比	25,418	-	△ 287

3.地域別人口・世帯数（外国人を含む）

	人 口			世帯数		
	8月末	7月末	増減	8月末	7月末	増減
浜田	36,478	36,513	△ 35	18,769	18,797	△ 28
金城	3,768	3,770	△ 2	1,822	1,822	0
旭	2,375	2,377	△ 2	1,234	1,235	△ 1
弥栄	1,070	1,071	△ 1	617	613	4
三隅	5,219	5,232	△ 13	2,689	2,697	△ 8

4.異動事由別増減(8月1日～31日)

増	転入	資格取得	転出取消等	出生	計	減	転出	出国通知	職権消除等	死亡	計
	83	1		26	110		70		1	92	163

5.異動事由別月別件数 (前月との差 転入等 △13 転出等 △25 出生 3 死亡 27)

	異動事由	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	8月まで 累計	前年差	合計
令和6年度	転入等	438	75	70	97	84								764	△ 66	764
	転出等	342	94	107	96	71								710	△ 73	710
	①社会増減	96	△ 19	△ 37	1	13	0	0	0	0	0	0	0	54	7	54
	出生	22	14	35	23	26								120	1	120
	死亡	76	66	61	65	92								360	20	360
	②自然増減	△ 54	△ 52	△ 26	△ 42	△ 66	0	0	0	0	0	0	0	△ 240	△ 19	△ 240
	①+②	42	△ 71	△ 63	△ 41	△ 53	0	0	0	0	0	0	0	△ 186	△ 12	△ 186
令和5年度	転入等	469	88	75	99	99	86	93	87	78	74	115	283	830	△ 56	1,646
	転出等	380	100	88	104	111	94	81	86	117	115	152	605	783	2	2,033
	①社会増減	89	△ 12	△ 13	△ 5	△ 12	△ 8	12	1	△ 39	△ 41	△ 37	△ 322	47	△ 58	△ 387
	出生	23	31	15	31	19	14	19	19	12	21	16	23	119	20	243
	死亡	65	79	62	58	76	55	79	85	90	82	79	80	340	△ 42	890
	②自然増減	△ 42	△ 48	△ 47	△ 27	△ 57	△ 41	△ 60	△ 66	△ 78	△ 61	△ 63	△ 57	△ 221	62	△ 647
	①+②	47	△ 60	△ 60	△ 32	△ 69	△ 49	△ 48	△ 65	△ 117	△ 102	△ 100	△ 379	△ 174	4	△ 1,034
令和4年度	転入等	466	109	97	100	114	86	106	84	96	108	86	392	886	--	1,844
	転出等	393	92	99	94	103	103	84	76	97	132	142	668	781	--	2,083
	①社会増減	73	17	△ 2	6	11	△ 17	22	8	△ 1	△ 24	△ 56	△ 276	105	--	△ 239
	出生	19	22	18	17	23	29	28	38	23	20	16	30	99	--	283
	死亡	96	81	66	64	75	75	71	83	99	104	83	75	382	--	972
	②自然増減	△ 77	△ 59	△ 48	△ 47	△ 52	△ 46	△ 43	△ 45	△ 76	△ 84	△ 67	△ 45	△ 283	--	△ 689
	①+②	△ 4	△ 42	△ 50	△ 41	△ 41	△ 63	△ 21	△ 37	△ 77	△ 108	△ 123	△ 321	△ 178	--	△ 928

※平成24年7月9日以降は、外国人の届出を含み、転入等に資格取得・転出取消等、転出等に出国通知・職権消除等を合算

浜田市人口状況(9月末現在)

令和6年12月11日
福祉環境委員会資料
市民生活部 総合窓口課

1.人口の状況

	日本人			外国人			合 計			前年比
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
9月末	23,203	24,938	48,141	275	432	707	23,478	25,370	48,848	49,907
8月末	23,229	24,969	48,198	274	438	712	23,503	25,407	48,910	-
増減	△ 26	△ 31	△ 57	1	△ 6	△ 5	△ 25	△ 37	△ 62	△ 1,059

※前月末の数値は遡及した届出等により既に報告した数値と一致しない場合があります

2.世帯数の状況

	9月末	8月末	増減
日本人	24,466	24,478	△ 12
複数国籍	121	121	0
外国人	527	532	△ 5
合計	25,114	25,131	△ 17
前年比	25,408	-	△ 294

3.地域別人口・世帯数(外国人を含む)

	人 口			世帯数		
	9月末	8月末	増減	9月末	8月末	増減
浜田	36,430	36,478	△ 48	18,760	18,769	△ 9
金城	3,764	3,768	△ 4	1,820	1,822	△ 2
旭	2,378	2,375	3	1,235	1,234	1
弥栄	1,065	1,070	△ 5	614	617	△ 3
三隅	5,211	5,219	△ 8	2,685	2,689	△ 4

4.異動事由別増減(9月1日～30日)

増	転入	資格取得	転出取消等	出生	計	減	転出	出国通知	職権消除等	死亡	計
	84	1		25	110		95	3		74	172

5.異動事由別月別件数

(前月との差 転入等 1 転出等 27 出生 △1 死亡 △18)

	異動事由	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	9月まで 累計	前年差	合計
令和6年度	転入等	438	75	70	97	84	85							849	△ 67	849
	転出等	342	94	107	96	71	98							808	△ 69	808
	①社会増減	96	△ 19	△ 37	1	13	△ 13	0	0	0	0	0	0	41	2	41
	出生	22	14	35	23	26	25							145	12	145
	死亡	76	66	61	65	92	74							434	39	434
	②自然増減	△ 54	△ 52	△ 26	△ 42	△ 66	△ 49	0	0	0	0	0	0	△ 289	△ 27	△ 289
	①+②	42	△ 71	△ 63	△ 41	△ 53	△ 62	0	0	0	0	0	0	△ 248	△ 25	△ 248
令和5年度	転入等	469	88	75	99	99	86	93	87	78	74	115	283	916	△ 56	1,646
	転出等	380	100	88	104	111	94	81	86	117	115	152	605	877	△ 7	2,033
	①社会増減	89	△ 12	△ 13	△ 5	△ 12	△ 8	12	1	△ 39	△ 41	△ 37	△ 322	39	△ 49	△ 387
	出生	23	31	15	31	19	14	19	19	12	21	16	23	133	5	243
	死亡	65	79	62	58	76	55	79	85	90	82	79	80	395	△ 62	890
	②自然増減	△ 42	△ 48	△ 47	△ 27	△ 57	△ 41	△ 60	△ 66	△ 78	△ 61	△ 63	△ 57	△ 262	67	△ 647
	①+②	47	△ 60	△ 60	△ 32	△ 69	△ 49	△ 48	△ 65	△ 117	△ 102	△ 100	△ 379	△ 223	18	△ 1,034
令和4年度	転入等	466	109	97	100	114	86	106	84	96	108	86	392	972	--	1,844
	転出等	393	92	99	94	103	103	84	76	97	132	142	668	884	--	2,083
	①社会増減	73	17	△ 2	6	11	△ 17	22	8	△ 1	△ 24	△ 56	△ 276	88	--	△ 239
	出生	19	22	18	17	23	29	28	38	23	20	16	30	128	--	283
	死亡	96	81	66	64	75	75	71	83	99	104	83	75	457	--	972
	②自然増減	△ 77	△ 59	△ 48	△ 47	△ 52	△ 46	△ 43	△ 45	△ 76	△ 84	△ 67	△ 45	△ 329	--	△ 689
	①+②	△ 4	△ 42	△ 50	△ 41	△ 41	△ 63	△ 21	△ 37	△ 77	△ 108	△ 123	△ 321	△ 241	--	△ 928

※平成24年7月9日以降は、外国人の届出を含み、転入等に資格取得・転出取消等、転出等に出国通知・職権消除等を合算

浜田市人口状況(10月末現在)

令和6年12月11日
福祉環境委員会資料
市民生活部 総合窓口課

1.人口の状況

	日本人			外国人			合 計			前年比
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
10月末	23,150	24,903	48,053	275	430	705	23,425	25,333	48,758	49,859
9月末	23,203	24,938	48,141	275	432	707	23,478	25,370	48,848	-
増減	△ 53	△ 35	△ 88	0	△ 2	△ 2	△ 53	△ 37	△ 90	△ 1,101

※前月末の数値は遡及した届出等により既に報告した数値と一致しない場合があります

2.世帯数の状況

	10月末	9月末	増減
日本人	24,432	24,466	△ 34
複数国籍	121	121	0
外国人	527	527	0
合計	25,080	25,114	△ 34
前年比	25,398	-	△ 318

3.地域別人口・世帯数(外国人を含む)

	人 口			世帯数		
	10月末	9月末	増減	10月末	9月末	増減
浜田	36,359	36,430	△ 71	18,730	18,760	△ 30
金城	3,765	3,764	1	1,822	1,820	2
旭	2,369	2,378	△ 9	1,233	1,235	△ 2
弥栄	1,058	1,065	△ 7	609	614	△ 5
三隅	5,207	5,211	△ 4	2,686	2,685	1

4.異動事由別増減(10月1日～31日)

増	転入	資格取得	転出取消等	出生	計	減	転出	出国通知	職権消除等	死亡	計
	65	0	0	11	76		85	0	0	81	166

5.異動事由別月別件数 (前月との差 転入等 △20 転出等 △13 出生 △14 死亡 7)

	異動事由	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	10月まで 累計	前年差	合計
令和6年度	転入等	438	75	70	97	84	85	65						914	△ 95	914
	転出等	342	94	107	96	71	98	85						893	△ 65	893
	①社会増減	96	△ 19	△ 37	1	13	△ 13	△ 20	0	0	0	0	0	21	△ 30	21
	出生	22	14	35	23	26	25	11						156	4	156
	死亡	76	66	61	65	92	74	81						515	41	515
	②自然増減	△ 54	△ 52	△ 26	△ 42	△ 66	△ 49	△ 70	0	0	0	0	0	△ 359	△ 37	△ 359
	①+②	42	△ 71	△ 63	△ 41	△ 53	△ 62	△ 90	0	0	0	0	0	△ 338	△ 67	△ 338
令和5年度	転入等	469	88	75	99	99	86	93	87	78	74	115	283	1,009	△ 69	1,646
	転出等	380	100	88	104	111	94	81	86	117	115	152	605	958	△ 10	2,033
	①社会増減	89	△ 12	△ 13	△ 5	△ 12	△ 8	12	1	△ 39	△ 41	△ 37	△ 322	51	△ 59	△ 387
	出生	23	31	15	31	19	14	19	19	12	21	16	23	152	△ 4	243
	死亡	65	79	62	58	76	55	79	85	90	82	79	80	474	△ 54	890
	②自然増減	△ 42	△ 48	△ 47	△ 27	△ 57	△ 41	△ 60	△ 66	△ 78	△ 61	△ 63	△ 57	△ 322	50	△ 647
	①+②	47	△ 60	△ 60	△ 32	△ 69	△ 49	△ 48	△ 65	△ 117	△ 102	△ 100	△ 379	△ 271	△ 9	△ 1,034
令和4年度	転入等	466	109	97	100	114	86	106	84	96	108	86	392	1,078	--	1,844
	転出等	393	92	99	94	103	103	84	76	97	132	142	668	968	--	2,083
	①社会増減	73	17	△ 2	6	11	△ 17	22	8	△ 1	△ 24	△ 56	△ 276	110	--	△ 239
	出生	19	22	18	17	23	29	28	38	23	20	16	30	156	--	283
	死亡	96	81	66	64	75	75	71	83	99	104	83	75	528	--	972
	②自然増減	△ 77	△ 59	△ 48	△ 47	△ 52	△ 46	△ 43	△ 45	△ 76	△ 84	△ 67	△ 45	△ 372	--	△ 689
	①+②	△ 4	△ 42	△ 50	△ 41	△ 41	△ 63	△ 21	△ 37	△ 77	△ 108	△ 123	△ 321	△ 262	--	△ 928

※平成24年7月9日以降は、外国人の届出を含み、転入等に資格取得・転出取消等、転出等に出国通知・職権消除等を合算

マイナ保険証の対応状況等について

1 本格実施に向けてのカードリーダーの増設状況について

(単位：件)

	増設あり(予定を含む)	増設に係る経費
病院・医科診療所 (46)	2	国の補助
歯科診療所 (19)	0	————
薬局 (20)	0	————

2 窓口での対応状況(マイナ保険証の利用を積極的に促していますか)

(単位：件)

	促している	促していない	患者により判断	未回答
病院・医科診療所 (46)	28	9	2	7
歯科診療所 (19)	11	5	0	3
薬局 (20)	19	0	0	1

注) 1. 2 ともに () は今回照会をした件数

3 国保診療所でのマイナ保険証の利用率

	7 月診療分		8 月診療分		9 月診療分	
	利用者数	利用率	利用者数	利用率	利用者数	利用率
波佐診療所	73 人	29.1%	57 人	25.0%	71 人	31.8%
あさひ診療所	99 人	24.8%	95 人	25.2%	103 人	24.2%
弥栄診療所	154 人	40.4%	141 人	38.3%	143 人	39.5%

※大麻診療所は利用者数 なし

4 医療機関等からの意見

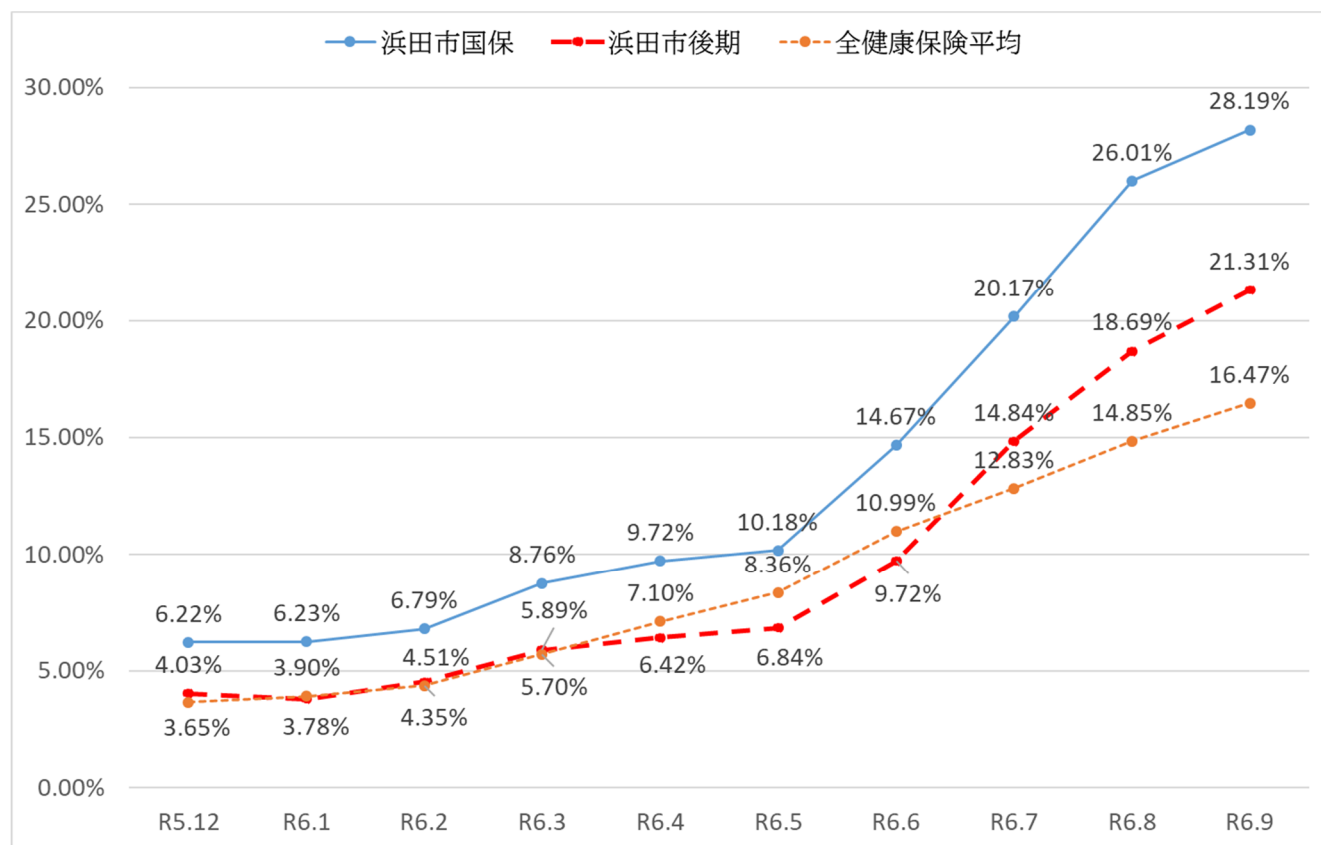
- ・保険証を変更した際のタイムラグが問題
- ・在宅診療先、施設往診等で活用できない。(モバイルカードリーダーが必要であるが増設の補助金是一部である。)
- ・今後の維持管理が不安

5 マイナ保険証の利用率について(国民健康保険被保険者・後期高齢者医療制度被保険者)

マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）の利用率は、令和6年9月時点において、浜田市国民健康保険が28.19%、後期高齢者医療制度が21.31%となっており、全国健康保険の平均である16.47%を上回っています。

また、浜田市においては、令和6年6月以降は高い伸び率で利用率が上昇しています。

● マイナ保険証 利用率の推移



年月	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9
浜田市国保	6.22%	6.23%	6.79%	8.76%	9.72%	10.18%	14.67%	20.17%	26.01%	28.19%
浜田市後期	4.03%	3.78%	4.51%	5.89%	6.42%	6.84%	9.72%	14.84%	18.69%	21.31%
全健康保険平均	3.65%	3.90%	4.35%	5.70%	7.10%	8.36%	10.99%	12.83%	14.85%	16.47%

HPV ワクチンの現在の状況等について

1 HPV ワクチンに関するこれまでの経緯

平成 22 年 11 月 26 日～ 平成 25 年 3 月 31 日	子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業
平成 25 年 4 月 1 日	HPV ワクチンの定期予防接種開始
平成 25 年 6 月 14 日	積極的勧奨差し控え（持続性の疼痛等の発生）
令和 4 年 4 月 1 日	積極的勧奨の再開。機会を逃した方にキャッチアップ接種（3 年間）を開始

2 対象者

定期接種：小学校 6 年生から高校 1 年生相当の女子

キャッチアップ：平成 9 年 4 月 2 日から平成 20 年 4 月 1 日までの間に生まれた女子

3 HPV ワクチンの接種状況

			第 1 回	第 2 回	第 3 回
令和 4 年度	定期	市接種者数（人）	112	109	93
		市実施率（％）	56.3	54.8	46.7
		(参考)全国実施率（％）	42.3	39.6	30.5
令和 5 年度	定期	市接種者数（人）	160	97	47
		市実施率（％）	76.6	46.4	22.5
		(参考)全国実施率（％）	62.1	40.1	24.9
令和 6 年度 上半期	定期	市接種者数（人）	126	71	16
		市実施率（％）	67.7	38.2	8.6
		(参考)全国実施率（％）	—	—	—
令和 4 年度キャッチアップ接種者数と接種率			192 人 11.3％	157 人 9.2％	107 人 6.3％
令和 5 年度キャッチアップ接種者数と接種率			152 人 9.5％	151 人 9.0％	146 人 8.7％
令和 6 年度（上半期）キャッチアップ接種者数と接種率			203 人 9.5％	100 人 4.7％	66 人 3.1％

* 定期の「接種者数」は対象の小学校 6 年生から高校 1 年生相当の女子で接種した者の数である。

「実施率」は「接種者数」を対象人口（標準的な接種年齢期間（中 1）の総人口）で除して算出している。

* 定期接種の対象ワクチンは 3 種類あり、合計 2 回又は 3 回接種を行う。

4 対象者への周知

令和 4 年度～令和 6 年度

- ・接種対象者への案内・情報提供（個別通知）
- ・ホームページ、広報での周知

令和 6 年度

- ・市内高校生へのチラシの配布
- ・イベント等での啓発うちわの配布